

改正個人情報保護法の 政令等の検討状況について

2016年6月23日
個人情報保護委員会事務局

1. 改正個人情報保護法—背景及び課題
2. 個人情報保護法の改正概要
3. 個人情報の定義の明確化
4. 要配慮個人情報の規定の新設
5. 匿名加工情報の規定の新設
6. グローバル化への対応
7. その他

1. 改正個人情報保護法—背景及び課題

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化



情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

2. 個人情報保護法の改正概要

個人情報保護法の改正のポイント

I. 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- ・要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備

II. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備

III. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

IV. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

V. 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

VI. その他改正事項

- ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・利用目的の変更制限を緩和する規定の整備
- ・取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

3. 個人情報定義の明確化

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

【現行法】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【全面施行時】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3. 個人情報情報の定義の明確化

○個人識別符号に関する政令の方向性について (4月12日個人情報保護委員会資料)

(1) 政令における規定について

法第二条第二項の政令を定めるに当たっては、個人識別符号を設ける趣旨に鑑み、個別具体的な対象を規定するとともに、規定することによって対象がかえって不明確となり得るものについては個人情報保護委員会規則又はガイドライン（告示）によって対応し、明確化を図ることとする。

①第一号個人識別符号関係

右のものを用いて作成するもの	DNA、指掌紋、顔、手の平・手の甲・指の静脈、歩容、声紋	など
----------------	------------------------------	----

②第二号個人識別符号関係

マイナンバー、医療保険の被保険者識別番号、介護保険の被保険者識別番号、雇用保険の被保険者識別番号、基礎年金番号、国家資格の登録番号、運転免許証番号、旅券番号、住民票コード

など

(2) ガイドライン・QAの記載事項について

ガイドライン・QAにおいては、特に内容が解釈によるところが大きい第一号個人識別符号に係るものを明確化することとする。例えば、DNAの解析結果といったとき、どのような情報が該当するのかを明らかにする。ただし、専門的な内容となるため、その記載の詳細さについては専門家の意見も踏まえたものとする。第二号個人識別符号については、政令及び個人情報保護委員会規則によって該当性が明らかとなるものであるから、基本的に特記事項はないものと考えられる。

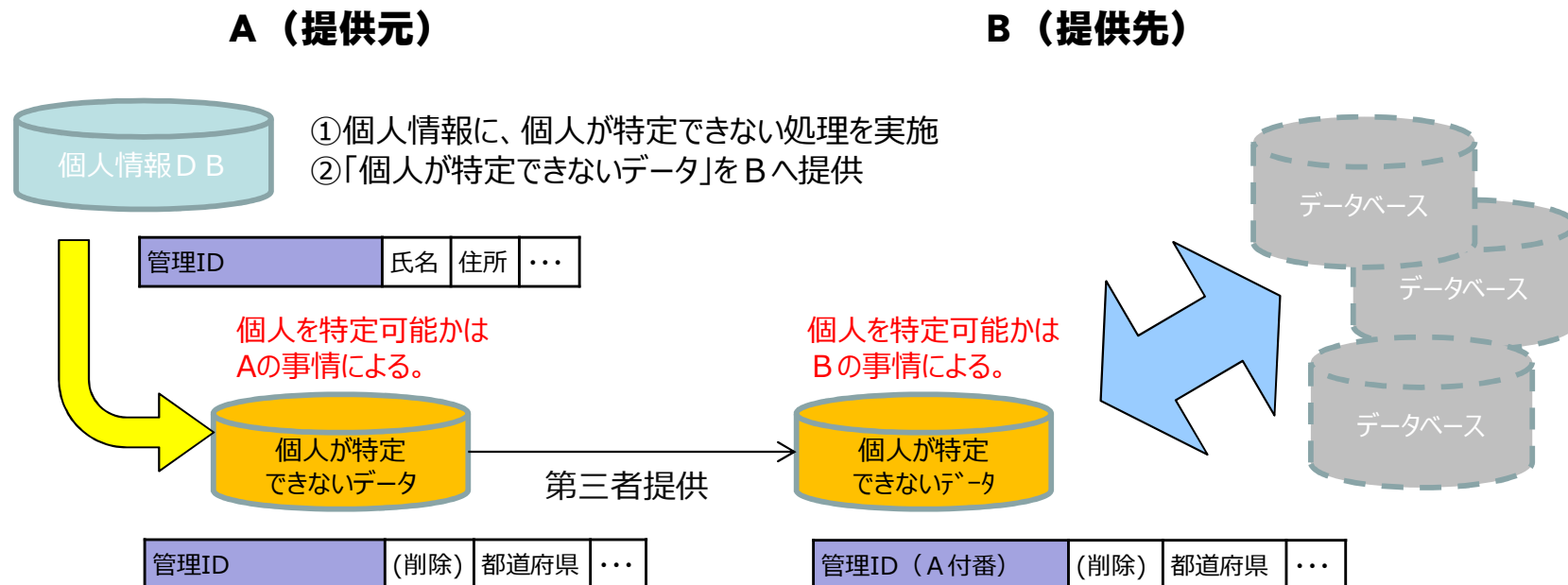
3. 個人情報の定義の明確化

(参考) 第三者提供における個人情報該当性判断の基準 (容易照合性に関する提供元基準について)

他の情報と容易に照合することができるか否か(容易照合性の有無)を事業者が判断するときは、当該事業者の事情を以て判断される。

第三者提供に当たっても同様であり、提供元が提供先の事情を把握することとして、提供先の事情において本人同意の要否が左右されるとなると、本人保護の観点から安定性を欠くことから、当該事業者(提供元)において容易に照合ができるのであれば、第三者提供に当たって原則的に本人の同意が必要となる。

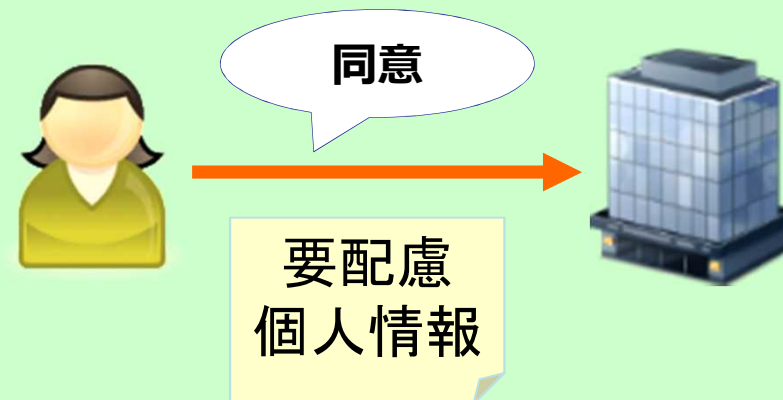
例えば、個人情報の一部を切り離れたものが個人情報であるか否かについて、提供元においては管理IDを連携させて、氏名その他の情報と共に取扱いが行われ得るものであって、かつ提供先においては照合ができない場合であっても、提供元においては個人情報とみなされることから、第三者提供に当たって原則的に本人の同意が必要となる。



4. 要配慮個人情報の規定の新設

- 要配慮個人情報(人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化

要配慮個人情報を取得又は第三者提供する場合には、原則として事前に本人の同意が必要



※ 政令において、さらに要配慮個人情報とすべき情報を規定。

4. 要配慮個人情報の規定の新設

○要配慮個人情報に関する政令の方向性について（6月3日個人情報保護委員会資料）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【全面施行時】

第2条

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

・政令の規定事項について

(1) 要配慮個人情報の定義

① 「病歴」に準ずるもの

(i) 診療情報、調剤情報

(ii) 健康診断の結果、保健指導の内容

(iii) 障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害を含む。）

(iv) ゲノム情報

② 「犯罪の経歴」に準ずるもの

(i) 被疑者又は被告人として刑事手続を受けた事実

(ii) 非行少年として少年保護事件の手続を受けた事実

(2) 要配慮個人情報の取得時の本人同意の例外

法第17条第2項では、本人の利益のために必要がある場合や他の利益のためにやむを得ない場合等、あらかじめの本人の同意なく要配慮個人情報を取得できることとしている。政令においてもこれらに準ずる一定の場合を定めることとしている。

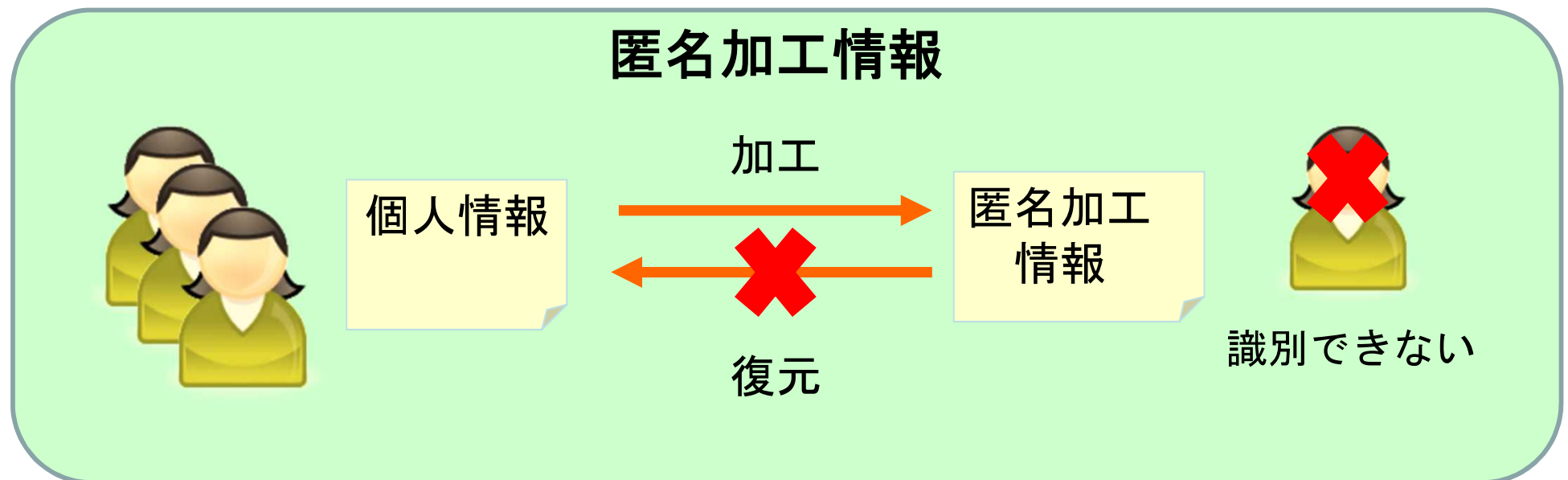
本人同意の例外として政令に定める事項の考え方については次のとおりである。

① 本人の外形上、要配慮個人情報に含まれる事項が明らかな場合であって、撮影等を通じてその要配慮個人情報を取得するとき

② 委託、事業承継、共同利用（法第23条第5項各号）に伴う提供を受ける場合

5. 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進

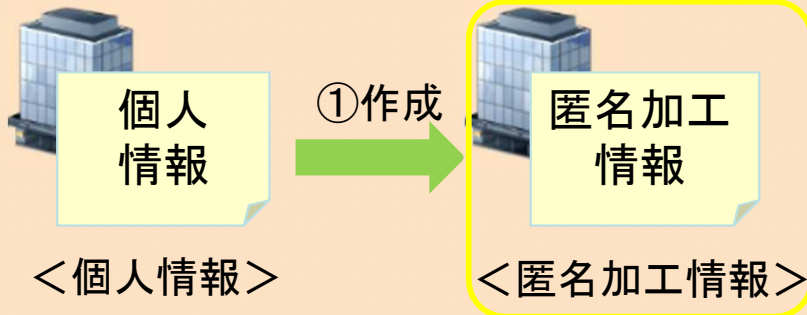


※ 委員会規則において、匿名加工基準等を規定。

5. 匿名加工情報の規定の新設

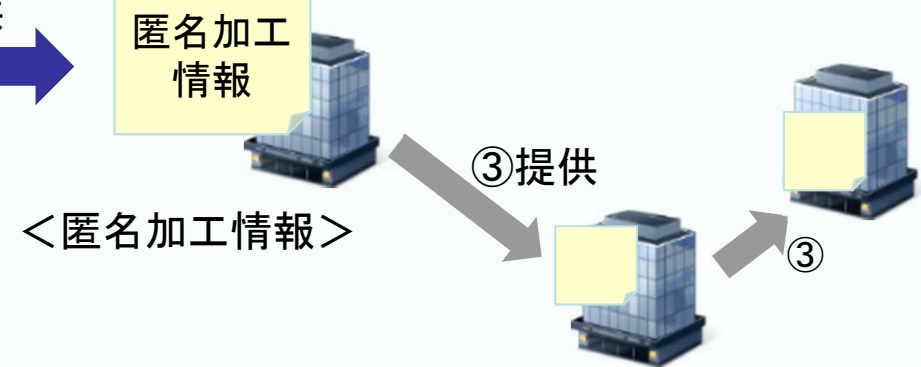
匿名加工情報取扱事業者
(匿名加工情報データベース等を事業の用に供している者)

個人情報取扱事業者(作成者)



- ① ■第36条
- ・第1項 加工基準の遵守
 - ・第2項 加工方法等の漏えい防止
(※以上は規則で基準を定める)
 - ・第3項 作成した情報の項目の公表義務
- ②
- ・第4項 提供時の義務
→明示及び公表(情報の項目、提供方法)
 - ・第5項 識別禁止義務
→他の情報と照合することを禁止
 - ・第6項 安全管理措置等(努力義務)
→安全管理措置、苦情処理等を講じ、その内容を自ら公表

受領者



- ③
- ・第37条 提供時の義務
→明示及び公表(情報の項目、提供方法)
 - ・第38条 識別禁止義務
→削除した記述等及び個人識別符号を取得し、又は他の情報と照合することを禁止
 - ・第39条 安全管理措置等(努力義務)
→安全管理措置、苦情処理等を講じ、その内容を自ら公表

5. 匿名加工情報の規定の新設

○匿名加工情報に関する委員会規則等の方向性について（6月3日個人情報保護委員会資料）

（1）規則における規定について

① 加工に関する基準について（第36条第1項）

（ア）本項の趣旨

本項の規則は、匿名加工情報が特定の個人を識別すること及びその作成の元となった個人情報を復元することができないものであることから、そのような状態とするために必要な加工手法その他の必要な事項を定めるものである。

（イ）規則で定める基準の方向性

基準では、匿名加工情報を作成する事業者全てに共通する一般的な加工手法その他最低限の規律を定めることとし、これに従って事業者が具体的にどのような加工を行うかについては、取り扱う個人情報、取扱い実態等に応じて定めることが望ましいことから、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の自主的なルールに委ねることとする。

（2）ガイドライン等の記載事項について

ガイドラインにおいては、次の事項のほか、規則で定める事項の解説や、講ずべき措置の例示等を記載することとし、また、実際に匿名加工情報を活用したいと考えている事業者が円滑に制度を利用できるよう事務局レポート（※）及びQ A等の作成を検討する。

※ 事務局レポートの作成について

規則・ガイドラインは事業者が遵守すべき事項を規定するものであるが、匿名加工の手法、データ処理等について、認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際の参考となる事項、考え方について事務局レポートの作成を検討したい。

6. グローバル化への対応

- 外国にある第三者への個人データの提供の制限に係る規定の新設
 - ①外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合
 - ②外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
 - ③外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する場合
のいずれかによって、国内と同様に外国の第三者への提供が可能

- 個人情報保護法の域外適用に係る規定の新設

- 個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定の新設

6. グローバル化への対応

○外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規則の方向性について

(4月22日個人情報保護委員会資料)

・ 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準

国会における改正法の審議では、改正法第24条は、事業者に対して新たな規制を課すものではなく、事業者において現在適切に行われている個人情報の取扱いを追認するものとされている。また、海外における個人情報の保護を図りつつ、国境を越えた個人情報の移転を不当に阻害しないよう（衆議院内閣委員会における附帯決議（平成27年5月20日）、参議院内閣委員会における附帯決議（平成27年8月27日））、現実的な規則の在り方について検討する必要がある。なお、必要な体制が整備されているかについては、個人情報保護委員会に対して事前の届出等を要するものではない。

以上を踏まえ、外国にある第三者が整備すべき体制として、以下を規則、ガイドライン等において定めることとする。

- ① 提供元及び提供先（外国にある第三者）間の契約において、提供先が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されていること
- ② 提供元及び提供先（外国にある第三者）が同一の企業グループであり、当該グループのプライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されていること
- ③ 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに関する国際的な枠組みの基準に適合している旨の認証を受けていること（例えば、アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システム）

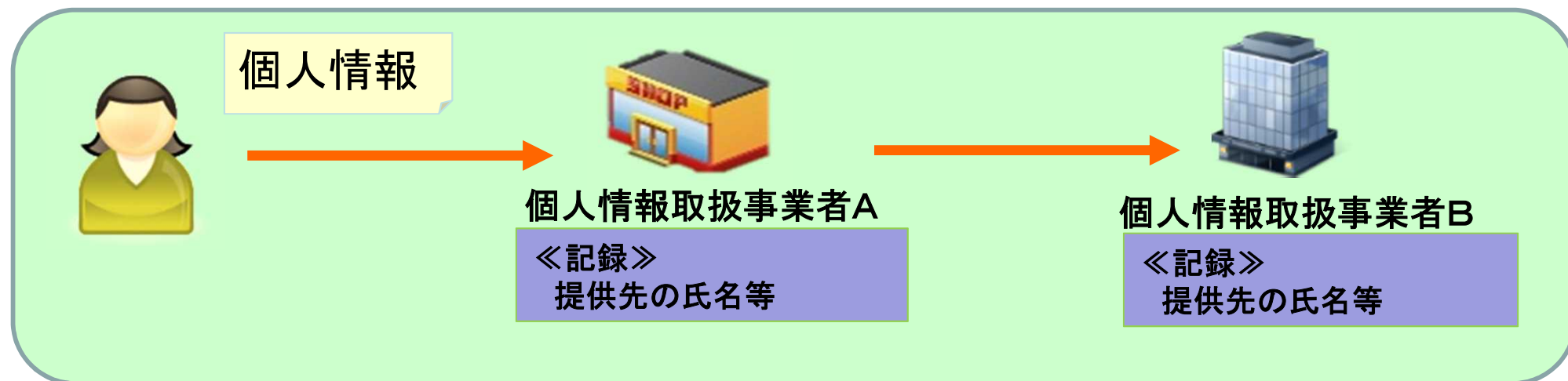
なお、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置については、現在の適切な取扱いを追認するという国会における議論、OECDガイドライン及びAPECプライバシーフレームワーク等の国際的な枠組みとの整合性を勘案しつつ検討する。

※我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国については、様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討。

7. その他

➤ 個人データの第三者提供に係る確認・記録の作成等を義務化

(第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得の経緯を確認した上、その内容等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、また、第三者に個人データを提供した際も、提供先の氏名等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付ける。)



※ 委員会規則において、記録事項、記録の作成方法、記録の保存期間、確認方法を規定。

➤ 従業員(元従業員を含む)等が個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース等提供罪」として処罰の対象とする。(直罰規定。1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

7. その他

- 取り扱う個人情報の数が5000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- 改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定



- 開示、訂正及び利用停止等について裁判による救済を求めることができる権利を有することを明確化

(参考1) 学術研究分野の個人情報法の適用除外等(改正なし)

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第四十三条 個人情報保護委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等が第七十六条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(適用除外)

第七十六条 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

一、二(略)

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四、五(略)

(参考2) 個人情報保護委員会とは

沿革

- 平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- 平成28年1月1日 個人情報保護委員会 発足
(特定個人情報保護委員会から改組)
(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

任務

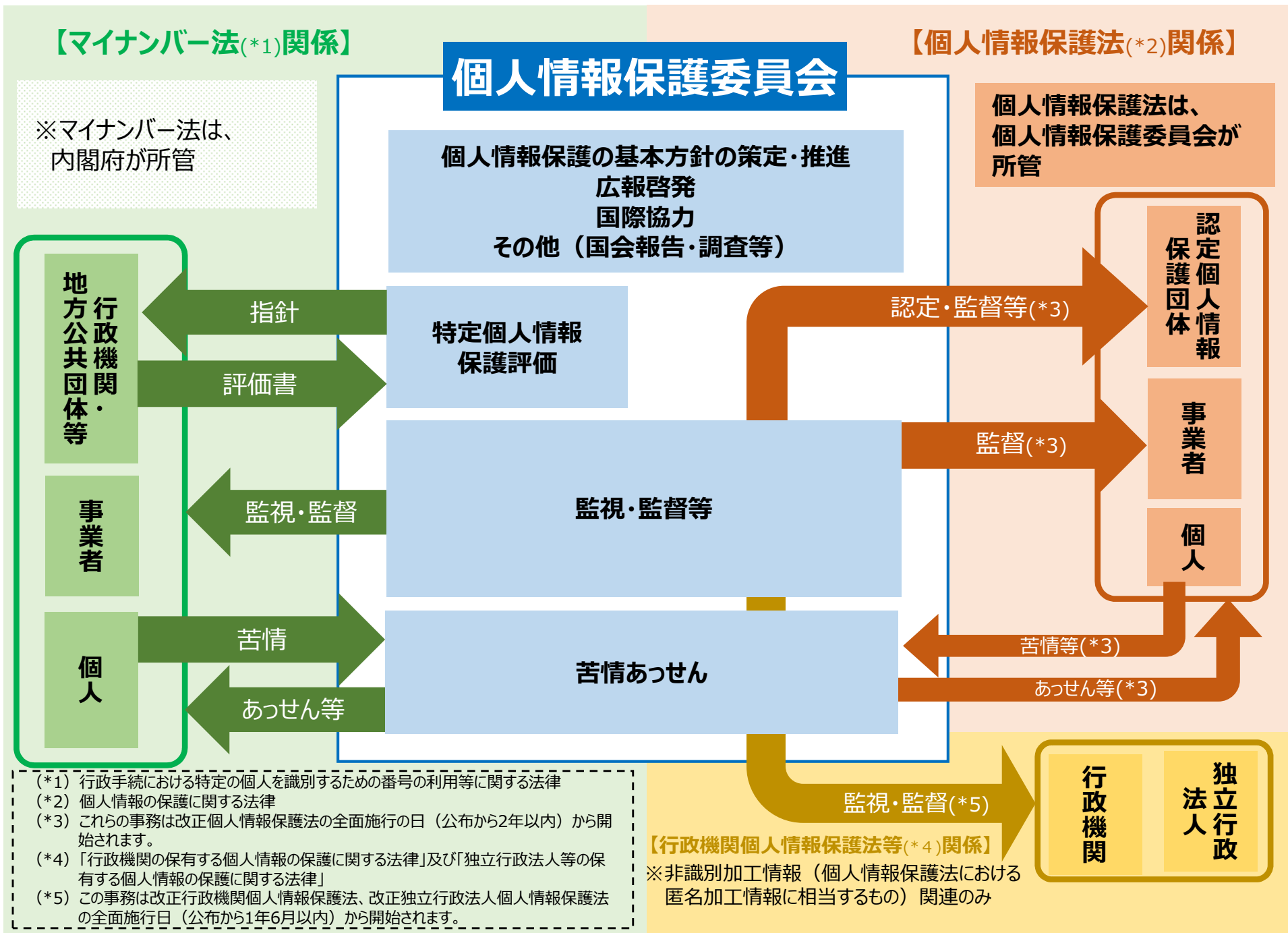
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制（行政委員会）
- 委員長・委員は独立して職権を行使
- 委員長・委員の任期は5年



(参考2) 個人情報保護委員会とは



(参考3) 現行の個人情報保護制度の体系

民間分野

事業分野ごとのガイドライン（主務大臣制）（*5）

A分野
ガイドライン
（〇〇省）

B分野
ガイドライン
（××省）

C分野
ガイドライン
（△△省）

D分野
ガイドライン
（※※省）

E分野
ガイドライン
（☆☆省）

個人情報保護法（*1）

（4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等）
（対象：民間事業者）

個人情報保護法（*1）

（1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等）

個人情報の保護に関する基本方針

公的分野

行政機関
個人情報
保護法
（*2）

（対象：
国の行政機関）

独立行政法人
個人情報
保護法
（*3）

（対象：
独立行政法人等）

個人情報
保護条例
（*4）

（対象：
地方公共団体等）

（*1）個人情報の保護に関する法律

（*2）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（*3）独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

（*4）個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。

（*5）この他に、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体が各種指針等を定めている。

(参考4) 個人情報保護法改正前後の比較

	改正前	改正後
定義	<p>【個人情報】</p> <p>・生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p>	<p>【個人情報】</p> <p>・生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む）又は以下①若しくは②の個人識別符号が含まれるもの</p> <p>① <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号</u></p> <p>② <u>対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号</u></p> <p>【要配慮個人情報】</p> <p>・<u>人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害の事実等、その取扱いによっては差別や偏見を生じるおそれがあるため、特に慎重な取扱いが求められる記述等を含む個人情報</u></p>
匿名加工情報	<p>・なし</p>	<p>【匿名加工情報】</p> <p>・<u>個人情報に適正な加工を施し、特定の個人を識別できず、復元できないようにした情報</u></p>
利用目的の特定・変更 (第15条、16条)	<p>・個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできるだけ特定しなければならない。</p> <p>・利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>・原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。</p>	<p>・同左</p> <p>・利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と<u>関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</u></p> <p>・同左</p>

(参考4) 個人情報保護法改正前後の比較

	改正前	改正後
利用目的の通知等 (第18条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を取得するに当たっては、取得前にあらかじめ利用目的を公表し、又は、取得した時は、速やかに、本人へ利用目的を通知し若しくは公表しなければならない。本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。 ・利用目的を変更した場合は、変更された目的を本人に通知し又は公表しなければならない。 ・なお、取得の状況からみて利用目的が明らかな場合等の一定の場合にはこれらの利用目的の通知又は公表は必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
適正な取得 (第17条)	<ul style="list-style-type: none"> ・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。 ・<u>要配慮個人情報を取得する時には、必ず本人の同意をとらなければならない。</u>
データ内容の正確性の確保 (第19条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データは正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データは正確かつ最新の内容に保つとともに、<u>利用する必要がなくなったときは個人データを消去するよう努めなければならない。</u>
安全管理措置 (第20条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データの漏えいや滅失を防ぐため、安全管理のための必要かつ適切な技術的・組織的な措置をとらなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
従業者・委託先の監督 (第21条、第22条)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者や委託先においても安全に個人データが管理されるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
第三者提供 (第23条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく場合等の一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

(参考4) 個人情報保護法改正前後の比較

	改正前	改正後
第三者提供 (第23条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、本人の求めを受け付ける方法等の一定の事項を本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合には、本人の同意を得ないで、当該個人データを第三者に提供することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、本人の求めを受け付ける方法等の一定の事項を本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、<u>個人情報保護委員会に届け出たときは、本人の同意を得ないで、当該個人データを第三者に提供することができる（要配慮個人情報を除く。）</u>。 <u>個人情報保護委員会は、届け出られた内容を公表。</u>
外国への第三者提供 (新第24条)	<ul style="list-style-type: none"> なし (第三者提供の制限（第23条）が国内外問わず適用。) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している外国の第三者、個人情報保護委員会が認めた国にある外国の第三者の場合、第23条に基づき、個人データを当該外国の第三者へ提供することが可能。</u> <u>上記ではない場合、第24条に基づき、本人の同意を得て、個人データを外国の第三者へ提供することが可能（第23条は適用されない。）</u>。
第三者提供に係る確認・記録作成義務等 (新第25条及び第26条)	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> <u>個人データを第三者に提供したときは、提供年月日、第三者の氏名・名称等の一定の事項を記録し、一定の期間その記録を保存しなければならない。</u> <u>個人データを第三者から提供を受けるときは、第三者の氏名・名称等、当該第三者がその個人データを取得した経緯について確認するとともに、受領年月日、確認した事項等の一定の事項を記録し、一定の期間その記録を保存しなければならない。</u>
行政監督権限 (第32条～第34条、 新第40条～第42条)	主務大臣制	個人情報保護委員会へ一元化